

○土井室長 それでは定刻となりましたので、ただいまより「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を開催いたします。

皆様には御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めます、厚生労働省安全衛生部建設安全対策室長の土井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、報道関係者の皆様、傍聴の皆様、この会議の撮影は冒頭のみといたします。改めて御案内いたしますけれども、それ以降の撮影は御遠慮くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、国土交通省不動産・建設経済局長橋局長より挨拶がございます。

○長橋局長 不動産・建設経済局長の長橋でございます。

本日は、お忙しい中、この専門家会議に御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

冒頭、一言だけ御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、委員の皆様方、本当にそれぞれ業務は御多忙中だと思いますけれども、この専門家会議の委員への御就任をまず御了解いただきましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

建設産業は、これは言うまでもないことですが、住宅、社会資本のインフラの整備、メンテナンスのみならず、災害時の対応など、地域の守り手として、非常に我々国民生活に重要な役割を果たしてございますけれども、その産業を支えているというのが現場で直接施工を担っている建設工事の従事者であります。まさに人材によって成り立っている産業であります。そうしたことを踏まえて、平成28年、貴重な人材の安全や健康を守るといった観点から、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律、いわゆる建設職人基本法が成立しまして、翌年の6月に同法に基づきまして、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画が閣議決定されてございます。その閣議決定以降、我々政府といたしましては、皆様関係者の御協力をいただきながら、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に係る様々な施策にこれまで取り組んできたところでございます。

今、労働災害の状況を見ますと、建設業における労働災害は長期的には減少傾向にございますけれども、令和3年には死亡者数が288人、休業4日以上死傷者数が1万6079人となっております。死亡災害あるいは死傷災害ともに、墜落あるいは転落災害が最も多く、屋根とか屋上等の端・開口部や、あるいは足場に関連した災害が非常に多く発生していると承知しております。引き続きしっかりと対策を講じていく必要があります。

また、この基本計画を策定し、5年が経過しておりますけれども、その間にいろいろな気候変動の問題や感染症の拡大とか、様々な新しい状況への対応が求められてございますし、特に建設業におきましては担い手の確保ということが非常に課題となっております。そうした中、女性の活躍あるいは外国人労働者の受入れ等、人材の多様化を踏まえた取組が求められておりますし、特に働き方改革や賃上げといった処遇改善の問題は、建設業のみならず、今、社会全体で非常に大きな重要課題になってございますが、特に建設業におきましては高齢化というのが他産業を上回る勢いで進んでおりますし、なかなか若年層の入職が進まない。今のままでは将来の担い手不足が非常に明白であるといった状況でございます。

国土交通省として、ちょうど先日、この3月から適用いたします公共工事の設計労務単価については、全国全職種平均で5.2%の引上げといったことで11年連続引き上げてまいりましたけれども、こうした動きが公共工事のみならず、特に国の直轄事業だけではなくて、地方公共団体や民間の工事にも深く広がっていき、現場で働く技能労働者の皆様のまさに処遇改善、働き方改革につながっていくよう、私どもとしても一層の取組を進めてまいりたいと考えております。

このような基本計画策定以降の様々な状況変化を踏まえまして、今回この基本計画の変更作業ということを進めているわけがございますけれども、本日御参集の皆様方からいろいろな御意見、あるいは御提案をいただきながら、また実りある変更作業を進めていきたいと思っておりますので、本日、忌憚のない御意見あるいは御提案をいただければと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○土井室長 ありがとうございます。

続きまして、本会議の委員の方々を御紹介いたします。お手元の名簿に沿って御紹介いたします。

一般社団法人住宅生産団体連合会環境・安全部長、青木委員。

○青木委員 住宅生産団体連合会の青木と申します。よろしくお願いいたします。

○土井室長 建設業労働災害防止協会専務理事、井上委員。

○井上委員 建災防の井上でございます。よろしくお願いいたします。

○土井室長 一般社団法人全国建設業協会常任参与、上田委員。

○上田委員 全建の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○土井室長 一般社団法人建設産業専門団体連合会副会長、大木委員。本日欠席でございます。

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター長、大幢委員。

○大幢委員 労働安全衛生総合研究所の大幢です。よろしくお願いいたします。

○土井室長 全国仮設安全事業協同組合副理事長、小岸委員。本日欠席でございます。

芝浦工業大学建築学部教授、蟹澤委員。

- 蟹澤委員 蟹澤です。よろしくお願ひいたします。
- 土井室長 一般社団法人日本建設業連合会常務執行役、北内委員。
- 北内委員 日建連の北内です。よろしくお願ひいたします。
- 土井室長 一般社団法人けんちくけんせつ女学校代表理事、有限会社ゼムケンサービス代表取締役、籠田委員。本日リモート参加でございます。後ほど参加されると聞いております。

東北工業大学建築学部講師、佐々木委員。本日リモート参加となっております。

- 佐々木委員 よろしくお願ひいたします。
- 土井室長 日本建設産業職員労働組合協議会議長、角委員。
- 角委員 日建協の角でございます。本日はよろしくお願ひいたします。
- 土井室長 全国建設労働組合総連合労働対策部長、田久委員。
- 田久委員 全建総連の田久です。よろしくお願ひいたします。
- 土井室長 一般社団法人全国中小建設業協会土木委員会委員、藤原委員。
- 藤原委員 藤原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 土井室長 建設労務安全研究会理事長、細谷委員。
- 細谷委員 労研の細谷です。よろしくお願ひいたします。
- 土井室長 東京大学大学院工学系研究科教授、堀田委員。
- 堀田委員 堀田です。よろしくお願ひいたします。
- 土井室長 産業医科大学教授、森委員。本日欠席でございます。

以上、委員の紹介でございました。

続きまして、資料の確認をいたします。

本日の資料でございますけれども、お手元に一枚紙として「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の設置について」というものと、議事次第、委員名簿、そのほか、資料1として「『建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画』の変更案について」、資料2として同じく基本的な計画の新旧対照表、それから、参考資料1として「建設業における安全衛生をめぐる現状について」、最後に参考資料2といたしまして「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月）」、以上でございます。

不足がございましたら、係員までお知らせいただければと思います。

それでは、次に、委員長を選任に移りたいと思います。

事務局としては、前回この会議で委員長をお願いしていただきました芝浦工業大学の蟹澤先生にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

- 土井室長 ありがとうございます。それでは、蟹澤先生に委員長をお願いしたいと思います。

報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでといたします。

それでは、以後の議事の進行は委員長をお願いいたします。蟹澤委員長、よろしくお願い申し上げます。

○蟹澤委員長 委員長を拝命いたしました蟹澤です。

非常に大事な会議で、今日、国交省、厚労省、両大臣から委任状をいただいたと思いますけれども、そういう大事な会議ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日、小岸委員が急遽御欠席ということで、事務局よりその対応について御説明があるようなので、お願いいたします。

○土井室長 小岸委員から今朝ご欠席の連絡があったところでございまして、お手元に先ほど御説明した資料として「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の設置について」という文書があるかと思えます。ここの最後の「6. 雑則」のところでございますけれども、この会議の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定めるという規定がございます。

事務局としては、小岸委員の代理として全国仮設安全事業協同組合専務理事の東尾様に御出席いただいております。

○蟹澤委員長 皆様、いかがでしょうか。

(委員首肯)

○蟹澤委員長 それでは、御承諾いただいたようですので、東尾様、今日は委員代理でよろしくをお願いいたします。

○東尾委員代理 ありがとうございます。東尾です。よろしくお願いいたします。

○蟹澤委員長 それでは、東尾様、御着席ください。

それでは、改めまして、お手元の議事次第に基づき、議事を進めさせていただきます。

まず、職人基本計画変更案について、事務局より説明をお願いいたします。

○西山課長 国交省建設市場整備課長を務めさせていただいております、西山でございます。

それでは、事務局より変更案の概要について御説明させていただきます。

資料1をお手元にとっていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、基本計画の位置づけでございます。この基本計画は、建設職人基本法に基づきまして、政府が建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策について定めるものでありまして、現行の基本計画は平成29年6月に閣議決定をされ、法律上、少なくとも5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを変更しなければならないと規定されているものでございます。

次の2ページ目をお開きいただければと思います。

基本計画の変更に関する背景の①でございますが、建設業の労働災害の状況について資料をおつけしております。建設業における労働災害は長期的には減少傾向にありまして、令和3年には死亡者数が288人、休業4日以上死傷者数が1万6079人となっております。

死亡災害、死傷災害ともに屋根・屋上等の端・開口部、低所（はしご・脚立）、足場などからの墜落・転落災害が最も多くなっております、死亡災害の約4割、死傷災害の約3割を占めている状況となっております。

3ページ目をお開きいただければと思います。

基本計画策定後の状況変化等について概要をおつけしております。先ほど御挨拶の中でもありましたけれども、気候変動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、石綿を用いた建築物の解体工事の増加などに加えまして、女性、外国人労働者、高齢労働者など、人材の観点からも多様化が進んでいるところでございますし、一人親方等の安全、健康の確保の徹底、適正な請負契約の推進が引き続き求められる状況となっております。

さらに、新・担い手3法の制定であるとか、働き方改革関連法などの動きが出ておまして、これらを踏まえた働き方改革の推進、処遇の改善等が重要な課題となっておりますし、インフラ分野のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXといった観点からの取組についても期待されている状況でございます。

次に、この間の施策の推進についておつけしております。3点おつけしております。

一つが建設業における墜落・転落災害の防止対策ということで、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合のほうで、令和4年10月に「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」が取りまとめられております。

また、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策ということで、建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会のほうで、令和4年6月に安全衛生経費の適切な支払いに向けた提言が取りまとめられております。

加えまして、社会保険加入に係る一人親方対策につきましても、令和4年4月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂してございまして、これらの取組が推進成果として挙げられるところでございます。

次の4ページをお開きいただければと思います。

これから基本計画の見直しの具体的な内容についてでございますが、まず、全体の構成についてこの4ページに掲げさせていただいております。現行の計画と基本的な骨格については維持しつつ、一番下段の第3のところでございますが、従前、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組」という事項がございましたが、こちらについては状況の推移に合わせて削除ということと、「健康確保対策の強化」、「人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善」の2項目について新たに項立てを新設させていただきたいと考えております。

続きまして、5ページをお開きいただければと思います。

基本計画の変更案における主な変更内容をこれから御紹介させていただきます。

まず、「はじめに 現状と課題」というところの構成でございますが、こちらにつきましては、先ほど3ページで列挙させていただきました状況変化等を踏まえて所要の事項を

反映するということで考えてございまして、続きまして「第1 基本的な方針」のところで設計、施工等の各段階における措置といたしまして、i-Constructionであるとかインフラ分野のDXの効果的な推進の有用性、また、3ポツといたしまして、安全、健康に関する意識の向上のところで、女性、外国人労働者、高齢労働者など人材の多様化に対応した安全健康確保であるとか職場環境改善の重要性について追加いたしたいと考えております。また、処遇改善、地位の向上につきましては、生産性の向上といった事項をそれぞれ追加いたしたいと考えてございます。

6ページをお開きいただければと思います。

続きまして、具体的な施策の部分でございまして、

まず1ポツ、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算のところで、安全衛生経費につきまして下請負人まで確実に支払われるといったことが重要でございまして、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成・普及について追加いたします。また、安全衛生経費の必要性、重要性につきまして、発注者、建設業者、国民一般に対して理解されるよう、戦略的に広報を実施していくということについて。また、工期設定につきまして、新・担い手3法や労働基準法を踏まえること。こういった事項を追加いたしたいと考えております。

また、建設工事の現場における措置の統一的な実施につきまして、一人親方について、実態が雇用労働者である場合に労働者として扱うよう周知指導を図ること、請負契約を締結する際に取引の適正化等を図ることの周知を追加いたします。

また、4ポツ、建設工事の現場の安全性の点検、安全の観点から大変重要な事項でございまして、建設業者等の自主的な取組といたしまして、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用を行う取組の促進、海外の安全衛生対策の活用事例を含めた先行事例の収集・普及の促進、また、安全な工法等の研究開発・普及の推進の具体的な取組といたしまして、建設機械施工の自動化・遠隔化、ロボットの活用といった事項を追加いたしたいと思っております。

次に、5ポツ、建設工事従事者の安全、健康に関する意識啓発といたしまして、安全衛生教育の継続の実施が労災防止に効果的である旨、安全衛生教育の重要性に係る理解促進や能力向上教育等の原則実施のより一層の促進、意識啓発に係る自主的な取組といたしまして危険感受性を高める安全衛生教育、こういった事項をそれぞれ追加いたしたいと考えております。

7ページをお開きください。

第3でございまして、必要事項という項目につきまして、まず処遇改善といたしまして、建設業許可・更新におきまして社会保険の加入が要件化されたことを追加するとともに、働き方改革の推進につきまして、新・担い手3法、労働基準法を踏まえること、また、インフラ分野のDXの推進、教育訓練の充実など事業主への支援といったことを追加いたします。

また、墜落・転落災害の防止対策の充実強化といたしまして、フルハーネス型墜落制止器具の使用が義務化されたものの、適切に使用していなかったことに起因する死亡災害事例が多いこと、また、労働安全衛生法令の遵守徹底といたしまして、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端・開口部などへの囲い、手すりなどの設置、足場の組立て時など及び作業開始前の点検の徹底、並びに高所作業従事者の危険感受性向上の取組の促進といった事項を追加いたしたいと考えております。

また、墜落・転落災害防止対策の充実強化といたしまして、木造家屋建築工事などの屋根・屋上などの端・開口部、低所からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成・普及、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化、足場の組立て・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化といった事項を盛り込みたいと考えております。

また、新設されます健康確保対策の強化のところでは、熱中症、騒音による健康障害防止対策、新型コロナウイルス感染症の予防対策等、解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等につきまして、所要の事項を明記いたしたいと考えております。

最後に、8ページをお開きください。

引き続きの4ポツでございますが、人材の多様化に対応した事項といたしまして、女性の活躍促進、増加する外国人労働者の労働災害への対応、高年齢労働者の安全と健康の確保、これらにつきましてもそれぞれ所要の事項を追記いたしたいと考えてございます。

駆け足で大変恐縮でございますが、変更案の概要は以上で考えてございます。よろしくお願いたします。

○土井室長 引き続きまして、少し詳しくに御説明したいと思います。

説明に先立ちまして、先ほど籠田先生がリモートで参加されましたので、御紹介いたします。

私からは、計画案の主要な変更部分のうち、厚生労働省に関する事項について、資料2の新旧対照表と参考資料1を用いて御説明申し上げます。

初めに、資料2の新旧対照表でございますけれども、計画本文の6ページ目を御覧いただければと思います。

左側の中ほどに、「2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化」という項目があるかと思えます。この部分につきましては、基本計画における成果として先ほどの御説明の中にもありましたけれども、厚生労働省で開催しました墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合の御提言を踏まえまして、その内容を追記したものでございます。

具体的には、参考資料の11ページから基本計画に基づく施策の進捗成果というのがございますけれども、12ページ目を御覧いただければと思います。

厚生労働省では、建設業における労働災害のうち、最も大きな割合を占める墜落・転落災害の防止に特に重点を置いて取組を進めてきておりますが、今なお年間300人近くの方々

が労働災害によりお亡くなりになっているという事実がございまして、対策の充実強化が求められているところです。

こうしたことから、建設業の現場の実務を担う方々にお集まりいただきまして、墜落・転落災害の防止対策の充実強化に向けて、蟹澤委員長に座長をお願いして、足場や屋根・屋上の端等からの墜落防止の在り方について検討を進めており、昨年10月に報告書を公表しております。

次のページに具体的な報告書の概要を掲載しておりますけれども、中ほどに講ずべき対策という項目があると思います。御提言の内容を御紹介いたしますが、1番目として屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策につきましては、対策を分かりやすく示したマニュアルの作成・普及というのが提言されてございます。このマニュアルには、最新の木造家屋建築工事における墜落等の防止対策ですとか、はしご・脚立からの墜落防止対策、低所からの墜落防止対策などを盛り込むこととされております。

次に、2番目の足場での通常作業中の墜落・転落防止対策でございまして、ここにつきましては、足場点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化を図ることが提言されてございます。具体的には、現在法令によって義務づけられております足場の点検につきまして、点検実施者を指名することを法令上明確化するとされております。

また、点検の結果につきまして、現在、法令による記録、保存が義務づけられておりますけれども、点検実施者のお名前を記録、保存の対象とするということとされております。これは法令改正の事項でございまして。

それから、点検者の要件につきましては、行政通達であります推進要綱に記載しております4つの要件とすることが適切であること、また、この推進要綱に基づく指導を行うということが提言されているところでございます。

それから、右上の一側足場でございますけれども、一側足場の使用の明確化ということで、現行法令におきましては一側足場の使用範囲について定めはございませんけれども、本足場の設置に十分なスペースがある場合には本足場を用いることを原則とするということについて法令上明確化するとされております。これも法令改正事項でございまして。

次に、3番目の足場の組立て・解体中の墜落・転落防止対策でございまして。これは、「手すり先行工法に関するガイドライン」の内容を充実させて、周知と指導、フォローを行うとされております。

この御提言を踏まえまして、次の14ページ目でございますけれども、厚生労働省におきまして法令改正の案を作成しております。先週13日の月曜日に労働政策審議会に改正案を諮問し、同日、妥当との答申をいただいたところでございます。この内容につきましては、今申し上げた一側足場の使用範囲の明確化や足場の点検の指名等でございまして、現在、改正省令の公布に向けまして細部事項の検討を進めております。一側足場につきましては来年の4月1日、それから、足場の点検につきましては本年10月1日の施行を予定しております。



これが墜落・転落災害の充実強化に関する項目でございます。

それから、本文に戻りまして、6ページ一番下に掲載されております健康確保対策の強化というところです。6ページから7ページでございます。

(1)の熱中症、騒音による健康障害防止対策につきましては、「職場における熱中症予防対策基本対策要綱」、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施を記載しております。

このうち、熱中症につきましては、御承知のとおり、労働災害の死亡者数の過去5年間ぐらいの数値を見ますと、建設業が最も多いというような状況でございます。また、熱中症に関しましては、気候変動の影響などによって労働者以外も入れた一般の死亡災害の増加も傾向が続いているというような状況でございます。労働災害につきましても毎年年間20名程度お亡くなりになっているということもございますので、しっかり対応していくことが必要という認識にあります。

厚生労働省では、この部分に記載している熱中症予防対策要綱のほかにも、熱中症予防マニュアルの作成や、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」と称した重点的な周知、それからポータルサイトや動画配信等の取組を行っておりまして、具体的に参考資料の58ページに少し掲載しておりますけれども、こうした対策をしっかり進めていきたいと考えております。

それから、資料2の7ページ(3)の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等についてでございます。参考資料の8ページに石綿の状況が掲載されております。石綿につきましては、現在、製造、輸入、譲渡、提供、使用等の措置は禁止されておりますが、過去に輸入した石綿が家屋に使用されているというケースがございます。こうした石綿を使用している可能性がある建築物の解体というのが年々増加しております。8ページの赤いラインのところでございますけれども、2030年頃がピークと言われておりまして、今後も石綿による健康障害を防止する対策が極めて重要だという認識です。

厚生労働省におきましては、石綿障害予防規則に基づきまして、費用や工期の面で発注者への配慮を求めるとともに、石綿の有無の調査であるとか、発生原因対策、ばく露防止対策等の各種措置が適切に講じられるように現在取り組んでおり、取組の強化も進めているところでございます。今後もしっかりと取組を進めていきたいと考えております。

資料2の7ページ目、外国人対策です。4の(2)増加する外国人労働者の労働災害防止への対応というところがございますけれども、外国人労働者は年々増加してきておりまして、外国人労働者の災害もこれに伴って増加しているというような状況がございます。外国人労働者につきましては、御承知のとおり、日本語の理解が十分でない、あるいはコミュニケーションが不足するといった特性がございますので、こうした特性に応じて、母国語による安全衛生教材の提供でありますとか、動画とコミック等の活用といった取組を進めているところでございます。さらに、言語によらない伝達ということで、ピクトグラ

ムによる安全表示の開発等も行いまして、労働災害防止に向けた支援を充実していく予定としております。

最後に、4の(3)高年齢労働者の安全と健康の確保ですが、御承知のとおり、高年齢労働者は建設業におきましても増加傾向ということで、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現というのが大変重要だと考えております。厚生労働省におきましては、ガイドラインを策定して、高年齢層に配慮した各種取組を進めてるとともに助成金等も活用して事業者の取組の支援も行っており、しっかりと対策を進めていきたいと考えてございます。

以上、駆け足でございましたけれども、厚生労働省からの説明といたします。

○坂井室長 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室で室長を務めております、坂井と申します。

私からは、国土交通省の関係で主立ったところを少し御紹介させていただきたいと思っております。先ほどの概要の説明の中で、基本計画に基づく施策の進捗成果の部分で、安全衛生経費の関係の御説明を申し上げました。その関係と、また、今回新設いたします項目の中の人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善の中で女性の活躍躍進について御説明を申し上げたいと思っております。

まず、参考資料から御覧いただければと思います。

15ページを御覧ください。

安全衛生経費についてでございます。国土交通省では、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく現行の基本計画に記載をされてございます、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討するために、資料にございます「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を平成30年6月に立ち上げました。左側でございますように、学識経験者及び関係団体の皆様に御参画いただき、検討を進めてまいりまして、昨年、令和4年6月、第7回の実務者検討会におきまして、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて提言」が取りまとめられたところでございます。

次の16ページ目を御覧ください。

提言の概要でございます。まず、基本的な考え方といたしまして、人材で成り立つ建設業におきまして、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識の下で、施策の具体化、さらに、継続的な進化に取り組んでいくとされているところでございます。

ポイントといたしましては3つございますが、安全衛生経費の見える化、安全衛生経費に関する意識改革、さらに、安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化が掲げられているところでございます。

具体的な実効性ある施策といたしましては、中段左側、(1)といたしまして、安全衛生対策項目の確認表と安全衛生経費の内訳明示のための標準見積書の作成・普及が挙げら

れております。元下間におけます安全衛生対策の認識のずれの解消、そして、安全衛生意識の共有を図るために、建設工事の工種ごとに安全衛生対策項目の確認表を作成し、普及を図ること。また、その下に記載がございます下請企業が元請企業に対して提出いたします見積書につきまして、安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書を作成し、普及を図るとされておりまして、これに向けてワーキングの設置が提言されました。

さらに、右側でございます。(2)のところですが、安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的な広報といたしまして、しっかりと関係の皆様にご理解いただくよう、適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実などを図っていくこと。

また、さらに下段、(3)といたしまして、フォローアップ調査など、施策を体系的に進めるための仕組みを構築するという点についても提言を頂戴いたしまして、継続的な進化が求められているところでございます。

この提言を踏まえまして、次のページを御覧ください。17ページでございます。

今年度、安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するワーキンググループを新たに立ち上げました。蟹澤先生、また、関係団体の皆様にご協力を賜りながら、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費の内訳明示のための標準見積書、また、安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的な広報を検討することとしております。

具体的には、今年度は、安全衛生対策項目の確認表につきまして、現在関係の皆様にご協力をいただきながら、先行5工種を対象に検討などを進めているところでございます。また、来年度には内訳明示のための標準見積書の検討作成等を行っていく予定としてございます。

今申し上げた取組に関しましては、資料2の新旧表に参りまして、こちらの3ページの部分に記載をさせていただいております。第2のところの建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等の中にごございます(1)の部分に記載をさせていただいております。赤字の部分が必要な修正になってございまして、先ほど御説明を申し上げた点、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成・普及を図ること。また、広報の観点で安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解されるよう、戦略的に広報を実施する旨を入れさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、今回新設いたします人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善中の女性の活躍促進について御説明をいたします。

参考資料は飛びまして、54ページを御覧ください。

建設産業における女性の定着促進につきましては、平成26年度に「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定して以降、官民一体となった取組を進め、女性技術者・技能者数につきましても、左側にお示ししておりますグラフのとおり、堅調に増加をしてまいりました。そして、令和2年1月にはさらなる女性定着を図るため、「女性の定着促進に向けた建設業行動計画」を関係団体の皆様とともに策定させていただいたところです。

下段を御覧ください。令和2年に策定いたしました計画におきましては、3つの柱、1、働き続けられるための環境整備を進める。2、女性に選ばれる建設産業を目指す。3、建設産業で働く女性を応援する取組を全国に根づかせる。この柱に沿って、官民一体となった取組を進めてございます。

具体的には、環境整備につきましては、現場のトイレや更衣室といった現場の労働環境の整備を進めていくということ。

また、女性に選ばれる建設産業を目指すという観点では、女性のキャリアパスやロールモデルなどの情報発信を行うなど、建設産業の魅力や働きがいの発信などによるイメージ戦略に取り組んでいくことです。

さらには、全国各地に組織されている女性の定着を推進する団体の相互交流や情報交換、連携等を促すことにより、建設産業で働く女性の皆さんの入職促進、定着を図るため、建設産業女性定着支援ネットワークの活動の充実などによって建設産業で働く女性の皆さんを応援する取組を全国に根づかせていく、このような取組を進めていくこととしております。

こういった中、今回、基本計画変更案におきましては、新旧表の7ページを御覧ください。

人材の多様化のところに、今回新たに女性の活躍促進といった項目を新設させていただきたいと考えてございます。建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とするため、先ほど申しました「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づき、ハード面での環境整備、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする「働きつづけられるための環境整備」等の取組を官民一体となって推進する旨を記載させていただきたいと考えてございます。

国土交通省からの補足説明は以上でございます。ありがとうございます。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。

ただいま国土交通省、厚生労働省から御説明をいただきましたけれども、基本計画変更案について御意見や御質問がありましたら御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

先ほどちょっと紹介もありましたが、籠田委員がお見えになって、さっき移動中だったようですが、どこか落ち着かれたようなので。

○籠田委員 失礼しました。けんちくけんせつ女学校、有限会社ゼムケンサービスの籠田淳子と申します。皆様、どうぞよろしく申し上げます。

今日は地鎮祭で、作業着のままオンラインで出席させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○蟹澤委員長 よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

それでは、お考えいただいているうちに、本日御欠席の森先生からあらかじめ御意見をいただいているということですので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○土井室長 森先生から御意見をいただいておりますので御紹介いたします。

資料2の7ページ目でございます。上のほうに新型コロナウイルス感染症の予防対策等という項目がございます。この部分について御意見を頂戴しておりますので読み上げます。

「基本計画の他の記載の粒度から考えて、この時期における改正においては、果たして新型コロナウイルス等の感染症対策に関する記載が必要かは疑問です。もし記載するのであれば、様々な新興感染症を含む伝染性疾患を広くカバーできる記載が妥当と思います。」

以上でございます。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。

ごもったもな御指摘だと思いますけれども、御指摘は、今日の御意見も含めて、事務局でその後御検討いただいて。

では、お願いいたします。

○坂井室長 ありがとうございます。国土交通省の坂井です。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今回こういった形で新設をさせていただいております。基本計画策定後の新たな状況変化と捉えまして、今回、健康確保対策の強化に係る施策として新設案を提示させていただいたところです。他方、現在、今後の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更方針に伴い、業種別ガイドラインの廃止の話も出ているということをご承知しております。基本計画における新型コロナウイルス感染症の予防等の記載につきましては、政府の最新の方針なども踏まえまして、また、森先生の御意見も参考にさせていただいて、引き続き厚生労働省とともに対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○蟹澤委員長 よろしくをお願いいたします。

何かほかに。

この分野の御専門の建災防の井上委員、コメントだけでもいいのですけれども、何かありましたらお願いいたします。

○井上委員 今回の計画の変更案ですけれども、これにつきましては特には意見等はありませんが、建設業の労働災害につきましては、やはり墜落・転落災害の防止というのが非常に重要な課題だと考えておまして、建災防のほうでも来年度からの第9次建設業労働災害防止5カ年計画というものを策定し、その中で墜落・転落災害の防止につきましても積極的に取組を進めてまいりたいと思っております。

今回の基本計画の内容などにつきましても、様々な情勢を踏まえながら、今後も事業展開、取組を進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○蟹澤委員長 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいでしょうか。

多分事前にも非常にしっかりとまとめていただいたということで、この場では特に大きな御意見がないということで承知いたしましたので、本日、少し御意見をいただきましたが、それを含めて必要に応じて調整をさせていただいて、あとは事務局の国交省、厚労省と委員長のほうで調整をさせていただきますので、一任いただければということでよろしくをお願いいたします。

最終案につきましては、推進会議の前に皆さんにそれぞれに御報告させていただきたいと思えます。

本日の議事はこれだけでよろしいでしょうか。

それでは、皆様の御協力と、事務局で事前に大変まとまった資料をお作りいただいたおかげで、非常にスムーズに会議を進めることができました。

議事につきましてはこれで終わりですので、先ほど申しあげましたように、あとは調整を一任ということで、何かありましたら皆さんにしっかりと報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事につきましては、進行は事務局にお返しいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○土井室長 ありがとうございます。

本会議の円滑な進行に御協力をいただきありがとうございます。

私どもといたしましては、この基本計画を良いものにして、しっかり取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に厚生労働省美濃安全衛生部長より挨拶いたします。

○美濃部長 厚生労働省安全衛生部の美濃でございます。

本日は、年度末に向けての御対応の中、委員長をはじめといたしまして、委員の皆様の御協力に対しまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。

冒頭の御挨拶、資料の説明にもありましたように現在、今なお仕事中に亡くなる建設工事に従事されている方は、誠に残念なことでありますけれども、後を絶たない状況でございます。本日御議論いただきました変更案を踏まえまして、政府といたしまして対応してまいりたいと考えている次第でございます。

本変更案によりまして、建設工事従事者の安全と健康の確保、並びに処遇改善、地位の向上の施策が前進していくことになるものと受け止めております。

今後とも建設業におけます労働災害をより一層減少させるとともに、建設業が今以上に魅力ある職場になるよう、努力していきたいと考えております。

引き続き、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○土井室長 ありがとうございます。

以上をもちまして「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を終了いたします。  
本日はお忙しいところありがとうございました。